

## 低入札価格調査マニュアル

### (趣旨)

第1条 このマニュアルは、低入札価格調査実施要領（平成11年12月1日制定。以下「実施要領」という。）第17条の規定に基づき、低入札価格調査の調査方法及びその内容等について定める。

### (調査方法)

第2条 低入札価格調査は、開札終了後できる限り速やかに、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 事業担当課による実施要領第8条第1号から第9号までに係る申告書類の確認及び被調査者の事情聴取
- (2) 契約担当課による関係機関等への経営状況等の照会等

### (調査の手順)

第3条 低入札価格調査は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 入札執行者は、落札の決定を保留する旨の宣言に際し、低入札価格調査に関する事項等必要な事項について申し述べる。
- (2) 事業担当課長は、前条第1項の申告書類の提出期限及び事情聴取の日時を定め、被調査者に通知する。このとき、実施要領第11条第1項から第4項までの規定について、併せて説明するものとする。
- (3) 事業担当課長は、申告書類の受領後、被調査者の責任者等から事情聴取を行う。なお、事情聴取は、必要に応じて、一の被調査者について複数回実施することができる。
- (4) 事業担当課長は、申告書類の受理後に当該申告書類の一部又は全部の差替え及び追加提出は、原則として認めないものとする。ただし、事業担当課長が必要と認め、当該被調査者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、新たに提出期限を定め、添付書類の追加提出のみ認めるものとする。
- (5) 被調査者が、実施要領第9条第3項の規定により、申告書類の提出に際し、自らの低入札価格の内容を立証するために自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を提出したときは、事業担当課長は、これを受理し、申告書類とともに調査資料として扱うものとする。この場合において、任意提出書類の受理後は、任意提出書類の一部又は全部の差替え、撤回及び追加提出は、いかなる場合も認めないものとする。
- (6) 事業担当課長は、被調査者が申告書類を第2号で定めた期日までに提出しない場合、又は事情聴取に応じない場合は、当該被調査者に対する調査を中止し、速やかに契約担当課へ報告しなければならない。この場合において、報告を受けた契約担当課長は、当該被調査者の入札を無効にするとともに、指名停止の措置を講じるものとする。
- (7) 事業担当課長は、申告書類及び事情聴取により、契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認し、調査結果について低入札価格調査表（別記様式第1号）を作成し、申告書類（任意提出書類があるときは、任意提出書類を含む。）を

添付して、契約担当課長に提出する。このとき、被調査者の提出した入札価格の積算内訳書と市の積算とを比較した結果を添付するものとする。

(8) 契約担当課長は、前条第2項の調査の結果を前項の規定により提出された低入札価格調査表に追記し、低入札価格調査委員会に提出し、審査を受けるものとする。

(9) 前項の契約担当課長が行う調査は、保証会社への経営状況の照会、民間信用機関への信用情報の照会及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトによる法令違反等の調査とする。

(申告書類)

第4条 被調査者が提出する申告書類は次の各号のとおりとする。

(1) 当該価格で入札した理由（別記様式第2号）

(2) 入札金額の積算内訳書（別記様式第3号の1又は別記様式第3号の3）及び入札金額内訳書に対する明細書（別記様式第3号の2又は別記様式第3号の4）

(3) 施工体制台帳（別記様式第4号）及び施工体系図（別記様式第5号）

(4) 手持事業の状況（別記様式第6号の1及び別記様式第6号の2）

(5) 配置予定技術者等名簿（別記様式第7号）

(6) 契約対象事業箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（別記様式第8号）

(7) 手持ち資材、設備等の状況（別記様式第9号）

(8) 資材（機械）、設備購入先と入札者との関係一覧（別記様式第10号）

(9) 手持ち機械、設備等の状況（別記様式第11号）

(10) 作業従事者（労務者）等の確保計画、工種別等作業従事者（労務者）等の配置計画（別記様式第12号及び別記様式第13号）

(11) 過去に施工又は実施した公共事業名及び発注者（別記様式第14号）

(12) 建設副産物の搬出先（別記様式第15号）

(契約後の取扱い)

第5条 低入札価格調査を実施した事業において、履行可能と判断し契約した事業については、実施要領第15条に定めるほか、申告書類及び調査記録等（第2条第2項に係る書類等は除く。）を監督職員又は調査職員に引継ぎし、当該事業の履行の確認の強化等に努めなければならない。

2 建設工事にあっては、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年6月30日建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）に基づき、次の各号の措置を講ずるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が、低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

(2) 施工計画書又は実施計画書の内容のヒアリングを行うこととし、施工計画書又は実施計画書の記載内容が、低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

(3) 中間検査を行うものとする。

3 建設工事以外の契約にあっては、次の各号のとおりとする。

(1) 実施体制台帳の確認、ヒアリングを行うものとし、業務主任担当者の専任制の徹

底及び一括下請負状況の監視の強化並びに労務者等の法令遵守の状況等の確認を重点的に行うものとする。

(2) 事業の実施等について、適宜、契約図書等に基づき現地等において確認するとともに、確認の結果、契約図書等と異なる場合は、その理由等について調査・確認し、適切な措置を行うよう指導するものとする。

(補則)

第6条 このマニュアルに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議し、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 このマニュアルは、平成27年7月1日から施行する。

(旧マニュアルの廃止)

2 このマニュアルの施行に伴い、低入札価格調査に関する通常調査マニュアル（平成14年8月1日制定）、低入札価格調査に関する重点調査マニュアル（平成15年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

このマニュアルは、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日決裁 佐契第637号）

このマニュアルは、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁 佐契第914号）

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁 佐契第1254号）

このマニュアルは、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月9日決裁 佐契第956号）

このマニュアルは、令和7年12月12日から施行する。

附 則（令和8年1月27日決裁 佐契第1108号）

このマニュアルは、令和8年2月1日から施行する。